

笠井委員

今、前回の委員会にかかわって、私の質問、大臣の答弁にもかかわってのやりとりがありました。政府の要人たる外務大臣が、これは言論の自由の世界と全く違う話でありまして、日本政府としての立場をきちっと表明し、世界に対しても発信するという立場ですから、やはり絶対にああいう発言があってはならないと前回も言いました。これについてはまた改めてしっかりと議論させてもらいたいと思っております。

きょうは、独立行政法人国際協力機構、JICA法の一部を改正する法律案にかかわって幾つか質問したいと思います。

本法案は、先ほど来ありますように、ODAの中の無償資金協力、技術協力、円借款の三つの実施業務を外務省が所管するJICAのもとに一元化しようとするものであります。

そこで、まず、無償資金協力実施業務のJICAへの移管でありますけれども、外務省の説明によれば、外交政策上の必要から外務省が引き続き実施するものを除いてJICAに移すというふうに言っております。法文上は、私、明記はされていないと思うんですが、具体的にどういふものを外務省に残そうとしているのか、この点についてまず伺いたいと思っております。

麻生国務大臣

今御指摘のありました点に関して、そこに書いてある、同じものをお持ちなんだと思っておりますが、書いてありますのに、ODAの一元的実施の機関ということの観点からということをお願いしておりますが、引き続き外務省が実施するもの、具体的なイメージとしてどんなものがあるかというのであれば、基本的には、例えば最近でいえばインドネシアまたタイ等々の津波のときなんかがいい例だと思いますが、タイミングを、物すごく緊急を要するというようなもので、緊急無償援助と呼ばれるようなものが一つの例だと思いますが、ノンプロジェクトの無償とか草の根とか人間の安全保障というようなものがありますので、そういったものが、主として非プロジェクト型のもの、まとめて全体でいえば非プロジェクト型のものというので、それと緊急のもの、これが具体的な例としては想定される場所だと存じます。

笠井委員

外務省、JICAそしてJBICが去る六月十二日に発表した、新JICAの制度設計のポイントというペーパーがございます。その中で、統合の原則の一つとして、三つの援助手法の有機的な連携の重視ということを挙げております。

外務省のODAの総合戦略会議などにおいても議論をされているものだというふうに思うんですけれども、この有機的な連携ということについて、現状で具体的にどういう課題があるのか、また、一元化することでどういう点が変わっていくのかということについて御説明いただきたいと思っております。

麻生国務大臣

これは、ことしの初め以来、外務省、JICA、それから分かれましてJBIC等々との間で、新しいJICAの設計につきましているいろいろ論議を重ねてきたところです。

いわゆる、今言われました、異なる援助方法、無償とか有償とかいろいろございますので、アンタイド、タイドローン、いろいろ種類もありますので、援助手法の方法というのはいろいろ研究してみないかぬところなんです、基本的には、これ、三つ一緒になりますので、三つ一緒になれば、その地域において何が最も適しているかというのは、今まで組織が違っていましたけれども、一つになりましたら、この地域ならこの地域において何が一番いいのかということのを考えることができるようになりますので、したがって、三つの手法をそれぞれみんな持っておりますのが一つになりましたから、その地域中心でつくりかえていくということになろうと存じます。アジアならこのアジア、しかも東アジアのこの地域というのを担当とって、それで無償、

有償、技協、いろいろありますので、そういったものやっいていこうということでやっいていこうと思っております。

ただ、我々として問題点になりますのは、今まで違った組織にいた者を一緒にいたしますので、どこでもそうでしょうけれども、いろいろ、これまで育ってきた文化が違う、企業文化が違う。また、給与も違っております。そういった面がありますので、新しい組織をつくっていくに当たりましては、少なくとも新しい手法で、おれのこの手法が一番いいと思ってみんなやってきたわけですから、それに対してみんな、三つ合わせて、両方とも、同じ今度は組織の中になったんだからどれが一番いい、これまでの経験だったらおれのはこれとっいて、さらっとみんな出して、お互いにこれがいいんじゃないかなというような話ができる人間関係の醸成、信頼関係の醸成というのには、これはちょっと、笠井さん、しばらく時間がかかると思っますね、僕は何となく。

さっきもどなたか御質問がありましたけれども、それは、O E C Fと一緒になっったときやら分かれたときを思い出しましても、十年据え置き、二十五年ローンなんて、それはあなた、銀行の金を貸す基準か、十年据え置き、二十五年って、ほとんどそのころは、返すころは生きておらぬじゃないかとか、あのころ随分いろいろな意見があって、それが銀行の金融かとっいてあの当時は、合併するときは随分意見があっただのが、今度また別の話になってきておりますので。

私どもとしては、こういっただものは、援助の手法とっいてはいろいろありますけれども、その枠を超えてやっていくというところがうまくできまると、J I C Aと一緒になっってよかっただいことになり得る。ぜひそういっただ結果を出すべく、我々としては、いろいろな信頼醸成とっいてものを地域的にうまくやっていくとっいて、今まで結構同じ地域にいても、あれはJ I C Aとか、こっちは何とかと、いろいろ言っただのを一緒にして、とにかく外務省も、触媒役をやるのが多分外務省だと思っますけれども、それをきちんとやっていかせるようにしていきたくと思っております。

笠井委員

その辺がなかなか課題としては難しいところだと思っます。

次に、J I C Aに対する指導監督強化の問題について私は伺いたたいと思っんですが、私、参議院の時代にもO D Aのあり方についてはさまざまな議論にかかわってまいりましたけれども、その中でも、例えばO D Aの事業は海外で実施されて、多くはコンサルタントが現地で再委託契約とっいてことを結ぶ方式がとられるとっいて、なかなか実態が見えにくいと先ほどもありました。それだけに、契約にかかわる不正の防止とか、それから事業が適正にやられていたかどうかのチェックが問われるとっいて思うんです。

昨年のコスタリカの例は既にもう大問題になってきましましたが、使途不明金の事案が発覚したとっいてありました。それを受けて、参議院の方では、決算審査要求があって、会計検査院のO D A調査とっいてのがやられて、ここに報告書を持ってきまされたけれども、ことし九月に報告書が出ている。

これを見ますと、コンサルタントが結んだ現地で再委託契約にかかわって、J I C Aについては四カ国四件とっいても具体的に挙げながら、J B I Cについては一カ国二件が適正を欠くなどのことになっていたとっいて、遺憾であるという指摘があるわけですね。コンサルタントが適正に事業を行わなければならないのは当然ですけれども、報告書によれば、J I C Aは再委託契約承認後もその契約先や実施状況を十分把握していなかったとっいて言われております。J I C Aが当然の責任を果たしていなかったとっいて言われても仕方がないと思っんです。

契約先や実施状況の把握をやっていなかったとっいてに指摘をした四カ国四件とっいてのがあるわけですね、それはどこで、それ以外には一体ないのかどうか。あの報告書の中にも、さらには新たにとっいてのようなことも書いてありますが、外務省としてはとっいての認識でおられるのか、伺いたたいと思っます。

別所政府参考人

先生御指摘のパシフィックコンサルタンツの件でございますけれども、その四カ国四件という話が具体的に出来まいりました後、この当該業者がかかわってまいりましたものにつきましては洗いざらいきちんと調べようということでやっておりまして、その後、幾つか事案が出てきております。それについても適正に処分するというところまでやっております。

また、処分するだけではなくて、やはり再発防止ということが非常に重要だというふうに考えておりまして、先ほどお話があったように、再委託契約をした後あるいはするときに、きちんとした、立ち会いをするとかその後の確認とか、そういったことを含めまして、既にJICAは契約確認方法の見直しとか第三者機関による抽出検査の新規導入などを中心とする再発防止策を本年一月に講じておりますし、JBICにおいても精算時のチェックなど、強化をやっているということでございます。

笠井委員

今、JICAとJBICがどういうふうに行っているかということで話があったわけですが、そのほかでもかなりというのが、これは重大だと思っております。

そこで大臣、会計検査院の報告書でいいますと、同時に、外務省においてもJICA等に対して指導監督等を十分に行う必要があるという形で指摘をしています。外務省がそういう意味では指導監督責任というのを問われているわけですが、こうした事態をどのように受けとめておられるのか、外務省として具体的にどのような対策を講じるというふうにお考えなのか、答弁願いたいと思います。

麻生国務大臣

これは、おっしゃるとおりに、少なくとも税金を預かって使うことになりますので、細心の上にも細心の注意を払って執行されるべきというのは当然のところであります。

今、新しいJICAでは、監事が二名から三名ということで増員をするほか、円借款を行うに当たって現行のいわゆるJBICと同様に金融庁の検査を受けることといたしておりますので、そこは従来とは違った形になってくる。いわゆる金融庁の金融検査というのが新しく入ってまいります。また、そういった業務を実施していくに当たって、一番危ないところでありますので、そのところは外務省が手なれているわけではありませんので、そういった意味ではきちんとしたものをやっていかねばならぬというのが一点です。

これに加えて、私ども外務省だけとしても、金融庁だけに委するのではなくて、これは、この種の業者というのは限られた業者しかおりません。それは、世界じゅうでいろいろなコンサルタントができるなんていう業者というのは世界じゅうにもそんなにいないわけで、私ども、そういったところとの協議を時々やっていかないと、ななああになるといかなものかという感じがしますので、定期的に協議をやれという話をしておりますので、関係者に注意を促してまいりたいと思っております。

また、会計検査院の検査とか指摘などがそれに出ておりますので、そういったものでこういったところが一番問題になるという、問題というのは、向こうだっていいのがやるわけですから、なかなかそれに対してそれを上回るほどのものを持っていないとなかなか対応ができないということになりますので、どこがそういうことになったかという経緯は大体そこにも書いてありますので、そこらのところはきちんと注意を喚起した上でやらせていく。業者とも、こういうところが問題になったでしょうという点をこちら側からも、このところは外務省の方もちゃんと知っているんですよというところを向こうにきちんと知らしめておくというようなことが必要だと思っております。

笠井委員

そういう問題は非常に重要だと思っております。

そして、一元化した後のJICAというのは、巨大なODAの実施業務を一手に引き受けるということで、やはりそれだけ責任も重くなるということでありますので、その機関が従来のさま

さまざまな問題点も是正しながら本当に適正にやるかどうかということについてはきちっと見ていかなきゃいけないし、外務省の責任も大きい、政府の責任も大きいということを指摘したいと思います。

最後になりますが、ODAのあり方なんです、これも議論すれば幾らでもあるわけですが、特に南北問題の現状と課題をやはりよく見きわめる必要がある。

この九月にハバナで行われた第十四回の非同盟の首脳会議に私もオブザーバーで行って来ました。その中でも、経済のグローバル化という中で、やはり国間の格差も大きく広がっているということも改めて言われておりましたし、途上国の中には発展に向かっていて、そういう方向に向かっていて国もありますが、国連やほかの国際機関での議論でもありますが、特にサハラ以南のアフリカ諸国など、飢餓、貧困から抜け出せない、本当に発展から取り残されているという深刻な事態があります。そうした国々への援助を直ちに改善するというのは喫緊の課題だ、もう言うまでもないと思うんです。

そこで、国連の二〇一五年までのミレニアムの開発目標の達成に関しては日本政府も当然コミットしております。そのために、去年の国連総会では、先進国はODAを国民総所得対比で二〇一〇年までに〇・五%、一五年までには〇・七%に引き上げるという目標を確認しているわけですが、日本も約束したことだと思うんですけれども、現状ははるかにまだ低い、〇・一九とか世界で二十位前後という話になっています。

外務省は、この目標達成に近づくために具体的にどういう努力をするのか、この点はいかがでしょうか。

麻生国務大臣

御指摘のありましたとおりに、この〇・七というのは、日本の場合はGDPが物すごく大きいということでもあります。先ほどもちょっと申し上げましたが、アフリカは五十三カ国ありますが、全部足して五千五百億ドル。ということは、日本の八分の一、九分の一、アフリカ五十三カ国全部足して、そのうちの五カ国で、大体全アフリカの九〇%のGDPになります。残り四十八カ国で残りの一〇%というぐらい格差というのはもう極端になって、最近の日本の地域格差の比では、もうけたが違っている、全く違いますから。

そういったような状況の中にありますので、日本といたしましては、このGDPの比率は、日本の場合、けたたましく、世界で二番目に大きいものの、〇・七というと膨大な額になりますので、私どもとしては、それが直ちに実行できるというのは、とても今の財政事情からしてできるわけではございません。

したがって、去年の七月のグレンイーグルズ・サミットにおきましては、今後五年間のODAの事業量を百億ドル積み増すことを目指すということを表明いたしております。したがって、これに概算要求等々、一連減らされております今の状況の中であって、この分だけを何とかせねばならぬということで、「ODAの点検と改善」という報告書を去年の十二月にまとめておりますけれども、骨太方針の二〇〇六の中にも一応、国際公約ですから、これはきちんと守っていかねばいかぬということで、それを履行するにしても、ODAの中の効率ということも考えねばいかぬのではないかといい、いろいろな点をもっと効率化、改善されるべきところがあるのであれば、当然それを見直すのは当たり前の話とっておりますので、それも含めて頑張らせていただきたいと思っております。

笠井委員

一応国際公約って、これはもう本当に国際公約なんで、一応じゃなくて、これはしっかりやっていかなきゃいけない。そして、点検と改善と言われましたが、人道援助のところはやはり少ないんですね。経済インフラの点、大企業との関係とか、あるいは私、軍事費という問題も、世界的にも減らして、こういうところに回そうという方向が議論されて、確認もされてきているわけですから、そういうところにこそメスを入れて、本当の改革をやるということが必要だということ

とを強く申し上げて、質問を終わります。